

## 別表2

### さばトラななちゃんキャラクター等の使用承認条件

- 1 キャラクター等は、承認された用途のみに使用すること。
- 2 キャラクター等を使用する場合は、デザインマニュアル等により、デザイン、色彩等を忠実に再現すること。
- 3 キャラクター等は、商号、商標、ロゴ、エンブレムその他の記号と連結して使用してはならない。
- 4 キャラクターのイメージを傷つける方法で使用してはならない。また、鯖のまち若狭小浜のイメージを傷つける方法で使用してはならない。
- 5 キャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- 6 キャラクター等を商品に使用する場合は、前項1から5までに掲げるもののほか、次の事項を厳守すること
  - (1) 承認済商品の構造、品質、デザインまたは仕様を変更する場合は、あらかじめ会頭の承認を受けること
  - (2) キャラクター等は、企業の広告または宣伝に使用してはならない。ただし、放送、新聞、雑誌、ポスター等の広告媒体にキャラクター等を使用した商品自体が表示または掲載される結果として、企業の広告宣伝に表れる場合はこの限りではない。